

# 令和6年度 秋田市新屋ガラス工房スタッフ募集要項

当工房は、ガラスの作品の展示販売や市民向けの制作体験を開催しているだけでなく、有名作家を招いての研修や県内外の工房視察、展示会への参加など、若いガラス作家の技術向上や起業に向けた支援にも力をいれている施設です。

平成29年7月のオープンから10人の作家が当工房を卒業し、県内外で活躍しております。

工房設備は、これまで招へいた作家の皆様は、日本トップクラスとの評価をいただいております。充実した創作活動ができる環境も整っております。

工房設備の概要は、YouTubeで確認することができますので、是非ご覧ください。（「秋田市新屋ガラス工房職員募集施設紹介ビデオ」で検索）

また、勤務時間以外であれば、当工房設備を使用して個人作品を制作することができます。それに伴う設備の使用料は全額免除となります。

## 1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
工房スタッフ	若干名	工房のガラス作品の企画、開発、制作 工房の各種イベント・体験の実施等

## 2 勤務地

秋田市新屋ガラス工房（秋田市新屋表町5番2号）

## 3 選考方法

一次審査（書面審査）、二次審査（実技試験および面接試験）

## 4 応募資格（いずれも必須）

- ガラス教育機関を卒業又は卒業見込みのかた、もしくは吹きガラスの経験（2年以上）を有するかた
- 将来、秋田市においてガラス作家として起業・独立する意欲のあるかた

## 5 応募方法等

提出書類	①履歴書（様式任意。ただし、顔写真、電話番号、メールアドレスは必須） ②エントリーシート（様式有り） ③小論文 「ガラスに関する自己PRと将来設計」について800字程度（A4用紙1枚に記載） ④作品ポートフォリオ 形式は自由、A4サイズでファイリング（作品写真と作品名、制作意図、技法、素材、サイズ、制作年を記載） 作品点数は10点以上30点以内 可否に関わらず、審査終了後、返却します。 ⑤ガラス教育機関を卒業したかたは卒業証明書（写し可） ※卒業見込みのかたは、後日提出 ⑥ガラス工房等で勤務している又は勤務していたかたは、在職証明書又はそれに準ずる書類（原本、様式任意）
------	--

提出方法	秋田市新屋ガラス工房へ、郵送又は直接持参 電話、FAXでの受付は不可
受付期間	期間 令和6年1月8日(月)から令和6年1月29日(月)まで 時間 午前9時から午後5時まで(火曜日(休館日)を除く) ※書類郵送の場合は、令和6年1月26日(金)までの消印有効。
面接日等の連絡	一次審査後、その合否および二次審査の日時を令和6年2月2日(金)までに連絡します。この日までに連絡がない場合は、秋田市新屋ガラス工房までお問い合わせください。 二次審査は、令和6年2月15日、16日の予定です。 二次審査の実技試験は、以下の課題作品を指定された時間内に制作します。 課題1：当日発表 課題2：売価8,000円相当の花器 生け込まれた状態をスケッチしたものを持参

## 6 勤務条件等

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により再度任用します。(最長令和9年3月31日まで。それ以降は、公募のうえ決定します。)
勤務時間	午前8時00分から午後4時15分(うち休憩時間1時間) ※週36時間15分勤務 ※所定外労働の有無 あり
勤務日	毎週日曜日から土曜日のうち5日間(火曜日および年末年始を除く)
報酬等	報酬 日額 7,656円～ 8,790円 (月額160,776円～184,590円程度：月21日勤務した場合) 報酬額は学歴や職歴を換算して決定します。 月末締め、翌21日払い 通勤手当 あり 期末手当 あり(年2回(6月、12月)、計2.4月分) 期末手当は雇用期間により割落しがあります。 退職手当 なし その他 時間外勤務手当
休暇	年次有給休暇(令和6年度、原則10日付与) 夏期休暇、服忌休暇等
加入保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険

## 7 その他

- (1) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (2) 採用後は、秋田市の会計年度任用職員(※)となります。  
※地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。  
ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合は応募できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

**応募および問い合わせ先**

秋田市新屋ガラス工房 (担当：渡部)

〒010-1638 秋田市新屋表町5番2号

電話 018-853-4201

mail [ac960098@city.akita.lg.jp](mailto:ac960098@city.akita.lg.jp)